

令和5年度から運用「給水装置所有権移転届の届出方法」の主な変更点
(旧所有者が死亡、又は不明等の場合の取り扱い)

- ・ケース2(不動産売買等において旧所有者から認印をもらえない場合)
給水装置所有権移転届に添付する書類について

旧	<ul style="list-style-type: none"> ●当該土地の不動産登記事項証明書(写)に加え公図(写)
新	<p>以下のいずれか1つを添付する。(給水課で確認するため公図は不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不動産登記事項証明書(写) ※借地の場合、家屋の不動産登記事項証明書(写) ●不動産売買契約書(写) ※借地の場合、借地契約書等(写) ●競売による取得が確認できる書類(写)

- ・ケース3 (ケース1、2以外で、新所有者が権限を有することを証明する書類を提出できない場合)

旧	<ul style="list-style-type: none"> ●土地が借地の場合(ケース2に含めた)
新	<ul style="list-style-type: none"> ●誓約書(任意様式、別添参照)